

第3回モニターア会議開催要領案について

- 1 開催日程 令和8年2月18日（水曜）18時30分～20時
- 2 開催場所 役場3階委員会室
- 3 会議手法 参集／オンライン
- 4 議論テーマ
 - ①「(仮称) 議会ナビ講座（なり手向け講座）」について
 - ②議会モニター活動を振り返って
- 5 会議次第及び予定時間
 - (1) 開会（1分）／議運委員長
 - (2) テーマの目的とグループワークの進め方の説明（3分）／議運副委員長
 - (3) 前回第2回モニターア会議の意見取扱について報告（5分）／議運副委員長
 - (4) グループワーク（60分）
 - (5) グループ発表（情報共有）（15分）
 - (6) 閉会（2分）／副議長
- 6 グループワークの進行手順
会場出席者は、3階委員会室と2階会議室及び議員控えコーナー等の3～4グループに分かれて移動。各班のリーダーを中心に、議論テーマについて意見交換を行う。
 - (1) 自己紹介（1分／1人）
 - (2) グループワーク（60分）
- 7 グループ発表（情報共有）の進行手順
各グループは、3階委員会室へ集合し、グループの意見を発表する。
 - (1) 司会進行／議運副委員長（1分）
 - (2) グループごとの発表（3分／1グループ）
- 8 グループ編成（別紙）
 - (1) 1グループの構成は3～5人

(2) テーブルファシリテーター（議運委員）

9 意見の取扱いについて

テーマに沿った意見・提案・要望等の取扱いについては、今後の事業実施に向けて調査・研究及び反映させる。

10 アンケートの実施

今後のモニター会議の運営に活用するために、議会モニター、議員それぞれにアンケートを実施する。欠席したモニターについても Google フォームにて意見を募る。

令和7年度芽室町議会モニターリング名簿

(五十音順：敬称略)

NO	氏 名	住 所(行政区)	備 考
1	甲斐由美子	(上芽室)	
2	工藤 祐哉	(新得町)	
3	小林 優斗	(青葉東)	
4	桜井 守	(新生)	
5	高野 竜二	(報徳)	
6	立花 大希	(錦町)	
7	野澤 一盛	(旭町)	
8	尾藤 光一	(上関山)	
9	平岡 早苗	(愛生町)	
10	深井 潤	(麻生町)	
11	福中 夏生	(西園町)	
12	保志 元輝	(青葉西)	
13	三上ますみ	(美生)	
14	山路 康	(東めむろ第1)	
15	山吹しづえ	(南が丘)	
16	山本 采里	(清水町)	
17	山本 瞳人	(五条町)	
18	横山 泰平	(上美生)	
19	吉田 和樹	(美園)	
20	類家 裕介	(弥生中央町)	

任 期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

芽室町議会モニター設置規程

令和4年11月22日議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、芽室町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）第2条第2号に規定する町民等をいう。
- (2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができる。

(資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- (2) 議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法等)

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適當と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 議会モニターは、前条の公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬及び費用弁償を支給する。

(職務)

第10条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「茅室町議会だより」及び「茅室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。